

平成20年度

石川県後期高齢者医療広域連合
一般会計・特別会計決算審査意見書

石川県後期高齢者医療広域連合監査委員

広 監 第 11 号
平成21年8月26日

石川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 山 出 保 様

石川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 篠 田 健

監査委員 林 一 郎

決算審査意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された平成20年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査したので、別添のとおりその意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	決算の審査概要	2
1	決算規模	2
2	歳入歳出予算の執行状況	2
3	歳入歳出決算	8
4	財産の状況	9
第6	審査意見	10

凡

例

1. 文中及び各表の金額・比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したものであり、したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
2. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「—」……………該当数値のないもの
 - 「△」……………比較により減少したもの
 - 「皆増」……………前年度に数値がなく全額増加したもの
 - 「皆減」……………前年度に数値があり全額減少したもの

平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合
一般会計・特別会計決算審査意見書

第1 審査の対象

1 平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算

2 附属書類

平成20年度一般会計・特別会計の歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書

第2 審査の期間

平成21年7月27日から同年8月26日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及びその附属書類が関係法令に準拠して作成され計数が正確であるか、予算執行及び会計処理が適正であるかなどに主眼を置き、関係書類の照合確認を行うとともに、関係職員から決算についての説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果

一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、計数はいずれも証拠書類と符合し正確であり、予算執行及び会計処理は適正なものであると認められた。

なお、決算の審査概要及び審査意見は、次のとおりである。

第5 決算の審査概要

1 決算規模

平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算額は、歳入5億1,536万3千円（前年度比4億1,509万2千円減）、歳出5億518万1千円（前年度比4億1,935万5千円減）であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は1,018万2千円の、黒字となっている。

また、本年度新設された特別会計の決算額は、歳入1,108億1,920万3千円、歳出1,081億7,118万9千円であり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は26億4,801万4千円の黒字となっている。

（注）特別会計は後期高齢者医療の事業を一般会計の事業と区分して経理するため、石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例（平成20年3月27日条例第1号）により新設され、平成20年度の予算から適用する。

（単位：千円・％）

会計区分	年度区分	予算現額 (A)	歳入		歳出		歳入歳出差引額 (B)-(C)
			決算額 (B)	収入率 (B)/(A)	決算額 (C)	執行率 (C)/(A)	
一般会計	20年度 (ア)	515,360	515,363	100.0	505,181	98.0	10,182
	19年度 (イ)	930,436	930,455	100.0	924,536	99.4	5,919
	増減 (ア)-(イ)	△415,076	△415,092	—	△419,355	—	△4,263
特別会計	20年度 (ア)	110,813,520	110,819,203	100.0	108,171,189	97.6	2,648,014
	19年度 (イ)	—	—	—	—	—	—
	増減 (ア)-(イ)	110,813,520	110,819,203	—	108,171,189	—	2,648,014

2 歳入歳出予算の執行状況

(1) 一般会計

ア. 歳入の状況

歳入予算現額 5 億 1,536 万円に対して、調定額及び収入済額は 5 億 1,536 万 3 千円であり、調定額に対する収納率は 100.0%となっている。
款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳入予算の執行状況)

(単位：千円・%)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 (B)/(A)	収入未済額 (A)-(B)
1 分担金 及び負担金	471,884	471,884	471,884	100.0	0
2 国庫支出金	14,410	14,410	14,410	100.0	0
3 県支出金	14,411	14,410	14,410	100.0	0
4 財産収入	2,549	2,548	2,548	100.0	0
5 繰入金	5,214	5,214	5,214	100.0	0
6 繰越金	5,919	5,919	5,919	100.0	0
7 諸収入	973	978	978	100.0	0
合計	515,360	515,363	515,363	100.0	0

(歳入の対前年度比較)

(単位：千円・%)

款	決算額		比較	
	20年度	19年度	増減額	増減率
1 分担金 及び負担金	471,884	401,500	70,384	17.5
2 国庫支出金	14,410	525,035	△510,625	△97.3
3 県支出金	14,410	—	14,410	—
4 財産収入	2,548	—	2,548	—
5 繰入金	5,214	—	5,214	—
6 繰越金	5,919	3,357	2,562	76.3
7 諸収入	978	563	415	73.7
合計	515,363	930,455	△415,092	△44.6

(歳入の主な内容)

1 款 分担金及び負担金 4 億 7,188 万 4 千円 (前年度比 7,038 万 4 千円増) は、共通経費に係る各市町の負担金である。

内容については、前年度では主に制度施行のための電算システムの構築費。本年度は主に特別会計へ繰出して一般管理費の電算処理システム管理委託料や、被保険者証の作成等に充てられている。

2 款 国庫支出金 1,441 万円 (前年度比 5 億 1,062 万 5 千円減) は、不均一保険料国庫負担金である。

前年度より大幅な減額となったのは、制度円滑導入臨時特例交付金 (5 億 731 万 1 千円) の減によるものである。

3 款 県支出金 1,441 万円 (前年度比 皆増) は、不均一保険料国庫負担金であり、国庫支出金と同じく本年度より新設となった。

4 款 財産収入 254 万 8 千円 (前年度比 皆増) は、臨時特例基金及び財政調整基金からの預金利子であり、本年度より新設となった。

5 款 繰入金 521 万 4 千円 (前年度比 皆増) は、臨時特例基金の預金利子であり、本年度より新設となった。

6 款 繰越金 591 万 9 千円 (前年度比 256 万 2 千円増) は、前年度からの純繰越金である。

7 款 諸収入 97 万 8 千円 (前年度比 41 万 5 千円増) は預金利子及び雇用保険料の被用者負担分である。

イ. 歳出の状況

歳出予算現額 5 億 1,536 万円に対し、支出済額は 5 億 518 万 1 千円であり、歳出予算の不用額は 1,017 万 9 千円となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳出予算の執行状況)

(単位：千円・%)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額	不用額 (A)-(B)	執行率 (B)/(A)
1 議会費	964	740	—	224	76.8
2 総務費	178,089	173,585	—	4,504	97.5
3 民生費	335,807	330,856	—	4,951	98.5
4 予備費	500	0	—	500	—
合計	515,360	505,181	—	10,179	98.0

(歳出決算の対前年度比較)

(単位:千円・%)

款	決算額		比較	
	20年度	19年度	増減額	増減率
1 議会費	740	1,129	△389	△34.5
2 総務費	173,585	923,407	△749,822	△81.2
3 民生費	330,856	—	330,856	100.0
4 予備費	0	0	0	—
合計	505,181	924,536	△419,355	△45.4

(歳出の主な内容)

1 款 議会費 74 万円 (前年度比 38 万 9 千円減) は、議員報酬や会場借上費等である。

2 款 総務費は 1 億 7,358 万 5 千円 (前年度比 7 億 4,982 万 2 千円減) であり、その内訳は派遣職員人件費負担金 1 億 4,098 万 8 千円 (前年度比 1,066 万円減) 新聞広告業務委託料 546 万 2 千円 (前年度比 112 万 8 千円減) のほか、国からの臨時特例交付金を原資として制度の円滑な施行に資する後期高齢者医療制度臨時特例基金の積立金 253 万 7 千円 (5 億 477 万 4 千円減) や前年度の決算剰余金を積み立てる財政調整基金積立金 593 万 1 千円 (前年度比 257 万 4 千円増) が主なものである。

3 款 民生費 3 億 3,085 万 6 千円は、本年度からの新設予算で特別会計への事務費操出金 3 億 203 万 6 千円のほか、保険料不均一賦課操出金 2,882 万円である。

(2) 特別会計

ア. 歳入の状況

歳入予算現額 1,108 億 1,352 万円に対して、調定額は 1,108 億 1,928 万 9 千円、収入済額は 1,108 億 1,920 万 3 千円であり、調定額に対する収入率は 100.0%となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳入予算の執行状況)

(単位：千円・%)

款	予算現額	調定額 (A)	収入済額 (B)	収納率 (B)/(A)	収入未済額 (A)-(B)
1 市町支出金	18,522,269	18,817,763	18,817,763	100.0	0
2 国庫支出金	36,435,551	36,633,419	36,633,419	100.0	0
3 県支出金	8,711,019	8,726,331	8,726,331	100.0	0
4 支払基金交付金	46,419,351	45,927,155	45,927,155	100.0	0
5 特別高額医療費 共同事業交付金	10,000	4,802	4,802	100.0	0
6 繰入金	685,165	677,483	677,483	100.0	0
7 諸収入	30,165	32,336	32,250	99.7	86
合計	110,813,520	110,819,289	110,819,203	100.0	86

(歳入の主な内容)

- 1 款 市町支出金 188 億 1,776 万 3 千円は、保険料・療養給付費負担金 187 億 7,788 万 8 千円及び健康診査事業費補助金 3,987 万 5 千円である。
- 2 款 国庫支出金 366 億 3,341 万 9 千円は、療養給付費・高額医療費負担金 255 億 9,681 万 3 千円、医療費の一部となる財政調整交付金 95 億 4,660 万 9 千円及び制度円滑運営事業費補助金 4 億 8,827 万 4 千円及び制度円滑運営臨時特例交付金 9 億 5,125 万 4 千円などである。
- 3 款 県支出金 87 億 2,633 万 1 千円は、療養給付費・高額医療費負担金 86 億 8,889 万 5 千円、健康診査補助金 3,743 万 6 千円である。
- 4 款 支払基金交付金 459 億 2,715 万 5 千円は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金である。
- 5 款 特別高額医療費共同事業交付金 480 万 2 千円は、著しく高額な医療費に対して交付するものである。
- 6 款 繰入金 6 億 7,748 万 3 千円は、一般会計繰入金 3 億 3,085 万 6 千円及び臨時特例基金繰入金 3 億 4,662 万 7 千円である。

7 款 諸収入 3,225 万円は、延滞金 7 万 9 千円、預金利子 2,129 万 1 千円、第三者納付金 920 万 7 千円、返納金 167 万 3 千円である。

イ. 歳出の状況

歳出予算現額 1,108 億 1,352 万円に対し、支出済額は 1,081 億 7,118 万 9 千円であり、歳出予算の不用額は 26 億 4,233 万 1 千円となっている。

款別の決算状況及び主な内訳は、次のとおりである。

(歳出予算の執行状況)

(単位：千円・%)

款	予算現額 (A)	支出済額 (B)	翌年度 繰越額	不用額 (A)-(B)	執行率 (B)/(A)
1 総務費	328,816	318,553	—	10,263	96.9
2 保険給付費	108,580,119	106,657,037	—	1,923,082	98.2
3 県財政安定化 基金拠出金	108,738	108,738	—	0	100.0
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	10,140	4,826	—	5,314	47.6
5 保健事業費	148,581	130,781	—	17,800	88.0
6 基金積立金	951,254	951,254	—	0	100.0
7 公債費	1,000	0	—	1,000	100.0
8 諸支出費	10	0	—	10	100.0
9 予備費	684,862	0	—	684,862	100.0
合計	110,813,520	108,171,189	—	2,642,331	97.6

(歳出の主な内容)

1 款 総務費 3 億 1,855 万 3 千円は、需用費、電算処理システム管理等の委託料、保険証の作成・郵送料及び負担金や市町への補助金などである。

2 款 保険給付費 1,066 億 5,703 万 7 千円は、診療報酬及び療養費、訪問看護療養費、審査支払手数料、高額療養費、葬祭費などである。

3 款 県財政安定化基金拠出金 1 億 873 万 8 千円は、県設置基金への拠出金である。

4 款 特別高額医療費共同事業拠出金 482 万 6 千円は、著しく高額な医療費の発生に対応するための事務費及び医療費の拠出金である。

5 款 保険事業費 1 億 3,078 万 1 千円は、健康診査業務の市町への委託金などである。

6 款 基金積立金 9 億 5,125 万 4 千円は、臨時特例基金の積立金である。

3 歳入歳出決算

収支の状況は次のとおりである。

(1) 一般会計

(単位：千円)

区 分	金 額	区 分	金 額
歳入決算額 (A)	515,363	前年度実質収支 (F)	5,919
歳出決算額 (B)	505,181	単年度収支 (E-F) (G)	4,263
形式収支 (A-B) (C)	10,182	積立金及び繰上償還金 (H)	8,468
翌年度繰越財源 (D)	—	積立金取り崩し額 (I)	5,214
実質収支 (C-D) (E)	10,182	実質単年度収支 (G+H-I) (J)	7,517

(2) 特別会計

(単位：千円)

区 分	金 額	区 分	金 額
歳入決算額 (A)	110,819,203	前年度実質収支 (F)	—
歳出決算額 (B)	108,171,189	単年度収支 (E-F) (G)	2,648,014
形式収支 (A-B) (C)	2,648,014	積立金及び繰上償還金 (H)	951,254
翌年度繰越財源 (D)	—	積立金取り崩し額 (I)	346,627
実質収支 (C-D) (E)	2,648,014	実質単年度収支 (G+H-I) (J)	3,252,641

4 財産の状況

(1) 物 品

ア. 一般会計

1品100万円以上の物品数は次のとおりである。

(単位：式)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 年 度 中 増 減 高	平成 20 年度末 現 在 高
事務用機器 (情報処理システム)	1	0	1

イ. 特別会計

1品100万円以上の物品数は次のとおりである。

(単位：式)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 年 度 中 増 減 高	平成 20 年度末 現 在 高
事務用機器 (情報処理システム)	0	1	1

(2) 基 金

一般会計

ア. 財政調整基金

(単位：千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 年 度 中 増 減 高	平成 20 年度末 現 在 高
現 金 (定期預金)	3,357	5,931	9,288

イ. 後期高齢者医療制度臨時特例基金

(単位：千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 年 度 中 増 減 高	平成 20 年度末 現 在 高
現 金 (定期預金)	507,311	601,949	1,109,260

(注) この基金は、国の臨時特例交付金を原資として設置したものであり、その用途は被扶養者であった被保険者に係る保険料の軽減のほか、制度の円滑な施行のための準備経費等に充てるものとされ、平成22年度末において基金に残額があるときは国庫に返納することとされている。

第6 審査意見

平成20年度会計決算は、後期高齢者医療保険制度が開始となり保険証の発送、保険給付費の執行などの運営や、制度周知のための広報活動経費のほか、国の保険料軽減対策といった新たな要素に対応するなどの、制度のスタートとして適切なものとなっている。

今後の制度の運営に際しては、保険料の上昇を最小限に留めるため、財政運営において、最小の経費で最大の効果を挙げるよう努めるとともに、健康診断事業などの適切な保健事業の実施に努めていただきたい。

なお、これからも高齢者の方が安心して医療サービスの提供を受けられるよう、国の動向等にも十分留意し、関係機関と連携・協調しながら、制度の円滑な運営に一層努められたい。